第百六十条中「差押命令及び転付命令が確定した」を「転付命令が効力を生じた」に改める。

第百六十一条第六項中「第百五十九条第六項」を「第百五十九条第七項」に改め、「管理について」の下に「、それぞれ」を加え、「第百六十一条」を「第百六十一条第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　差し押さえられた債権が第百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合（差押債権者の債権に第百五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）における前項の規定の適用については、同項中「確定しなければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、」とする。

第百六十四条第一項中「確定した」を「効力を生じた」に、「抹消」を「抹消（まつ）」に改める。

第百六十六条第一項中「第百六十一条第六項」を「第百六十一条第七項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　差し押さえられた債権が第百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合（差押債権者（数人あるときは、そのうち少なくとも一人以上）の債権に第百五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）には、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、配当等を実施してはならない。

第百六十七条の五第二項中「から第四項までの規定は、」を「、第三項、第五項、第七項及び第八項の規定は」に改め、「について」の下に「、同条第四項の規定は差押処分を送達する場合について、それぞれ」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「第百五十三条第一項又は第二項」とあるのは「第百六十七条の八第一項又は第二項」と、同条第七項及び第八項中「執行裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と読み替えるものとする。

第百六十七条の五第五項中「第三項及び前項並びに」を「前二項及び」に改め、同条に次の三項を加える。

6　第二項において読み替えて準用する第百四十五条第八項の規定による裁判所書記官の処分に対する執行異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

7　前項の執行異議の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

8　第二項において読み替えて準用する第百四十五条第八項の規定による裁判所書記官の処分は、確定しなければその効力を生じない。

第百六十七条の八第一項中「第百六十七条の十四」を「第百六十七条の十四第一項」に改める。

第百六十七条の十一第一項中「第百六十七条の十四」を「第百六十七条の十四第一項」に改め、同条第五項中「第百六十一条第六項」を「第百六十一条第七項」に改め、同条第七項中「並びに第九十二条第一項並びに第百六十六条第三項」に、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第百六十六条第三項中「差押命令」とあるのは、「差押処分」と読み替えるものとする。

第百六十七条の十四中「第百五十五条第三項及び」を「第百五十五条第四項から第六項まで及び第八項並びに」に、「及び第百五十五条第一項」を「、第百五十五条第一項、第六項及び第七項並びに第百五十六条第一項」に改め、「されたとき」と」の下に「、第百五十五条第七項中「決定」とあるのは「裁判所書記官の処分」と」を加え、同条に次の一項を加える。

2　第百六十七条の五第六項から第八項までの規定は、前項において読み替えて準用する第百五十五条第六項の規定による裁判所書記官の処分がされた場合について準用する。

第百七十条第二項中「第百四十五条」の下に「（第四項を除く。）」を加え、「第二項」を「第三項」に改める。

第百七十五条から第百七十九条までを削り、第二章第三節中第百七十四条を第百七十七条とし、同条の次に次のように加える。

第百七十八条及び第百七十九条　削除

第百七十三条の次に次の三条を加える。

（子の引渡しの強制執行）

第百七十四条　子の引渡しの強制執行は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行う。

一　執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法

二　第百七十二条第一項に規定する方法

2　前項第一号に掲げる方法による強制執行の申立ては、次の各号のいずれかに該当するときでなければすることができない。

一　第百七十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間を経過したとき（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあつては、その期間を経過したとき）。

二　前項第二号に掲げる方法による強制執行を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとは認められないとき。

三　子の急迫の危険を防止するため直ちに強制執行をする必要があるとき。

3　執行裁判所は、第一項第一号の規定による決定をする場合には、債務者を審尋しなければならない。ただし、子に急迫した危険があるときその他の審尋をすることにより強制執行の目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

4　執行裁判所は、第一項第一号の規定による決定において、執行官に対し、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすべきことを命じなければならない。

5　第百七十一条第二項の規定は第一項第一号の執行裁判所について、同条第四項の規定による決定をする場合について、それぞれ準用する。

6　第二項の強制執行の申立て又は前項において準用する第百七十一条第四項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

（執行官の権限等）

第百七十五条　執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができる。

一　その場所に立ち入り、子を捜索すること。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。

二　債権者若しくはその代理人と子を面会させ、又は債権者若しくはその代理人と債務者を面会させること。

三　その場所に債権者又はその代理人を立ち入らせること。

2　執行官は、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、前項に規定する場所以外の場所においても、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、当該場所の占有者の同意を得て又は次項の規定による許可を受けて、前項各号に掲げる行為をすることができる。

3　執行裁判所は、子の住居が第一項に規定する場所以外の場所である場合において、債務者と当該場所の占有者との関係、当該占有者の私生活又は業務に与える影響その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債権者の申立てにより、当該占有者の同意に代わる許可をすることができる。

4　執行官は、前項の規定による許可を受けて第一項各号に掲げる行為をするときは、職務の執行に当たり、当該許可を受けたことを証する文書を提示しなければならない。

5　第一項又は第二項の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為は、債権者が第一項又は第二項に規定する場所に出頭した場合に限り、することができる。

6　執行裁判所は、債権者が第一項又は第二項に規定する場所に出頭することができない場合であつても、その代理人が債権者に代わつて当該場所に出頭することが、当該代理人と子との関係、当該代理人の知識及び経験その他の事情に照らして子の利益の保護のために相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、債権者の申立てにより、当該代理人が当該場所に出頭した場合においても、第一項又は第二項の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができる旨の決定をすることができる。

7　執行裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。